

地域主体の権利擁護ネットワーク形成に向けて

～権利擁護相談事例集～

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

かながわ権利擁護相談センター あしすと

はじめに

「かながわ権利擁護相談センター（愛称：あしすと）」は、判断能力が十分でない、あるいは判断ができていても障害等のために十分に権利行使できない障害者や高齢者を支援する機関として、平成10年10月に設置され、この間、権利擁護の専門相談窓口としてのシンボルとして、本人の自己決定を最大限に尊重することを理念に権利擁護相談を行ってきました。平成18年度の法制度の見直しに伴い、地域包括支援センターや障害者関係相談機関等、市町村における権利擁護相談体制が整備されたことを契機に、弁護士等派遣相談事業（県委託）を創設し、市町村による権利擁護ネットワークの構築に向けて新たな事業展開を進めています。

平成19年度に県内市町村の相談支援機関を対象に実施した「権利擁護ネットワーク形成状況調査」では、ケース会議開催にあたり「専門的な立場でケース対応のアドバイスをする助言者がいない」「権利擁護に関する事業の知識、経験を持つ参加者がいない」という課題が多くを占めており、専門的な立場からの助言が必要とされている状況が明らかになりました。（調査結果は、本会ホームページをご参照ください）この調査を踏まえ、弁護士等派遣相談事業では、当事者の立場に立った権利擁護ネットワーク構築をめざし、派遣者が専門的かつ第三者的立場から、ケースの優先課題の整理や支援者の役割分担に関する助言を行っています。

あしすとの相談事業については、開設当初より、当事者家族会、地域相談機関、行政関係機関、弁護士、学識経験者で構成する委員会（現：相談事業推進委員会）を設置し推進してきました。昨年度の委員会では「身近な地域における権利擁護相談体制の充実」を焦点に、県域相談機関の取り組みの方向性、あしすとの事業展開について検討してきました。相談事業の実施や委員会での協議を通じて、地域において権利侵害が疑われる状況でのネットワークによる支援（支援課題や支援方針の整理、役割分担等）が難航している現状が見えてきました。そこで、弁護士等派遣相談事業実施から3年の節目として、高齢者・障害者の権利擁護に関する認識を共有し、権利擁護相談支援の実務に関する理解を図ることを目的に本書を発行することといたしました。

関係職員の方々による相談支援の実践の参考として、また権利擁護相談に関わるネットワーク形成に向けた具体的な取り組みの検討の材料としてご活用いただければ幸いです。

平成22年5月

社会福祉法人人神奈川県社会福祉協議会
かながわ権利擁護相談センターあしすと

1. 弁護士・アドバイザーリースタッフ派遣相談を活用した事例

(1) 障害福祉・高齢福祉・地域福祉のネットワーク形成による、障害のある子と高齢の親世帯への支援アプローチ … 1

◆債務整理 法テラス 日常生活自立支援事業

心当たりのない借金の督促におびえる知的障害者。同居する高齢の親との密着が強いが、借金整理を機に、地域での自立生活に向けた支援を展開したケース
～「借金取りに殺される」「親にもしものことがあったら自殺するしかない」～

<参考事例>

近隣に住む友人からの金銭搾取が疑われる精神障害者。本人の権利擁護支援と共に、隣人支援のネットワークを構築したケース

◆日常生活自立支援事業 首長申立 生活福祉資金

～「本人が貸すって言うてるからいいでしょ」で、いいんでしょうか？～

(2) 本人意向を支えるための行政・施設・社協によるネットワーク形成、本人と異なる意向を持つ親族へのアプローチ … 11

◆日常生活自立支援事業 本人による後見申立

日常生活自立支援事業を利用し、施設入所中の認知症高齢者。子から本人財産を管理したいとの要望があったが、本人意向を確認し、第三者後見人による財産管理に移行したケース
～「親族からの要請になぜ対応しないのか！！」責められる支援者の対応～

<参考事例>

同居する子の介護放棄のため施設に一時保護された認知症高齢者。生計を同一にする子から本人財産を分離したケース

◆高齢者虐待防止法 やむを得ない事情による措置 首長申立

～虐待発生！！そのとき行政は？包括は？どう動くか決めていますか？～

(3) 地域支援ネットワークの再構築による、判断能力の低下した独居高齢者への支援アプローチ … 21

◆判断能力の低下 首長申立 成年後見利用支援事業

預金残高が3円になるまで知人に金を貸し続けた独居高齢者。認知症の診断を受け、疎遠だった親族との調整を進めつつ、町長申立・施設入所につながったケース
～支援者の不安「どこまで介入する？」「だれが動く？」「だれが決める？」～

＜参考事例＞

金を借りに来る友人への信頼が厚く、支援者を拒否する認知症高齢者。財産のほとんどを失ってから後見申立につながったケース

◆親族申立 首長申立 成年後見利用支援事業 日常生活自立支援事業

～親族による後見申立が進まない…。権限なき見守りの限界がみえるとき～

(4) 頼れる親族のいない独居高齢者に関する債務整理の早期発見、早期介入アプローチ … 35

◆判断能力の一時的な低下 法テラス 日常生活自立支援事業

低栄養により緊急入院した独居高齢者。在宅支援にあたり、訪問販売の督促を受けていることが判明。本人による問題解決を促しながら支援を展開したケース

～分かっている？分かっていない？診断結果がでるまでに支援者ができること～

＜参考事例＞

困り感を訴え続けるが、問題解決の促しには対応しない虚弱高齢者。同居の子から介入を拒否され、支援が膠着したケース

◆債務整理 法テラス

～「本人に困り感がない」＝緊急性が低い？積極的介入は必要ない？～

2. 身近な地域での権利擁護相談支援に関する取り組みに向けて … 46

(1) 市町村域での権利擁護に関わる相談支援の充実のために

(2) 地域の支援者を支える広域の権利擁護のしくみづくりに向けて

3. 地域主体の権利擁護相談支援の充実に向けて

～相談事業推進委員会委員、関係団体からのコメント～

※本事例集に登場する法律や制度、関連する社会資源については、別冊の「権利擁護相談事例集・資料編」にまとめています。本事例集とあわせてご活用ください。

◇事例のねらい

- ◆ 掲載事例は、市町村の相談支援機関職員を対象に、高齢者・障害者の権利擁護に関わる相談支援の実務を通して、地域の相談支援ネットワークの推進を図ることを目的としています。
- ◆ 地域の相談機関相互の“母体となるネットワーク”から“課題発生によるネットワーク”に展開していく経過を示し、支援チームづくりの基本的なプロセスを紹介しています。
- ◆ 時系列に沿って支援時期を「初回相談」「第Ⅰ期」「第Ⅱ期」「第Ⅲ期」に分類（※1）し、各期の支援課題へのアプローチを主軸に、ネットワークの変化や支援機関の役割の変化を示し、課題解決に向けた支援チームの動きを整理しています。

※1 支援時期と相談支援ネットワークを次のとおり整理しています。

- ・ 初回相談…初回相談時点での相談支援ネットワーク
- ・ 第Ⅰ期…支援の母体となる相談支援ネットワーク
- ・ 第Ⅱ期…権利擁護に関わる課題発生時の相談支援ネットワーク ※2
- ・ 第Ⅲ期…権利擁護に関わる課題収束、新たな支援課題に向けた相談支援ネットワーク

※2 各事例の「第Ⅱ期」では、弁護士・アドバイザースタッフ派遣事業を活用したケース会議が開催されています。参考として、ケース会議の内容と“派遣者が感じた問題点”“派遣者からの助言内容”をまとめています。

◇掲載事例について

- ◆ 掲載している8事例（参考事例を含む）は、派遣相談事業を活用した実践事例のなかから特徴的な事例を集めたものです。
- ◆ 個人情報に配慮し、登場する人物の性別や家族関係等を変更しています。支援機関による役割分担についても多少の変更を加えていますが、支援課題や対応状況等は、実際に基づき掲載しています。

◇ネットワーク図の見方

◆ ジェノグラムとエコマップ（※3）を用いて、支援時期ごとにネットワーク図を整理しています。（次ページ記載例）

① 男性は「□」、女性は「○」で描きます。

※支援の対象者の男性は二重四角、女性は二重丸で描きます。

② 夫婦の子どもは、一段下に並列に描き、生年順に左から描きます。

③ 夫婦、親子、きょうだいなどを一本の直線上に描きます。

④ 同居している人同士を点線で囲います。

⑤ 死亡した人は「×」を描きます。

⑥ 生活する上で関係の深い組織、人等を書き出し、線で囲みます。

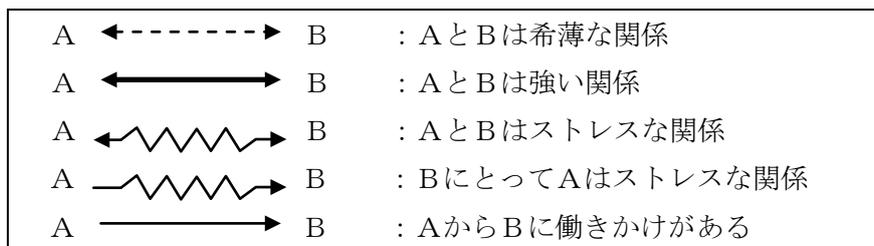
※ネットワークを組んでいる支援機関を「□」で囲み、その他の登場人物・一時的に登場する機関等は「○」で囲みます。また、主たる支援機関には「斜線付の□」で囲んでいます。

※支援時期ごとに、新たに登場した機関について網掛けで描きます。

⑦ ⑥で描きだしたものと、本人等との関係を図示化します。（下図）

※ネットワークを組んで支援している相談機関を線で囲み、登場した順番に番号をつけます。一時的に連携した相談機関はネットワークに含みません。

※特に支援や連絡調整を行った相手に矢印を指します。



※3 ジェノグラムとエコマップ

・ジェノグラム

家族の構成図。家族間、及び家族と重要他者、サポート資源との関係性の情報を含まない。

・エコマップ

家族の生体図あるいは環境図と訳されるものであり、コミュニティのサービスを含む、家族とその周辺にあるサポート資源とその関係性を描く。

（引用：小林奈美著「実践力を高める家族アセスメントPART1」医師役出版株式会社）

<ネットワーク図の記載例>

※事例(1)から

第Ⅱ期 生活基盤の安定に向けたネットワーク形成

父と子の二人暮らし。母は死亡。子はローン会社からの督促を受けて精神的に不安定。行政生活保護課と相談支援事業所が世帯支援に関わっており、行政障害福祉課と就労支援センター子の支援に関わっている。ローン会社の督促について、相談支援事業所が消費生活センターに相談している。

